

令和3年度

第1回三次市地域公共交通会議資料

【協議事項1】	三次市地域公共交通会議役員について	1
【協議事項2】	令和4～6年度地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について	1
【協議事項3】	三次市民バス布野町線の停留所の追加について	2
【協議事項4】	安芸高田市運営有償旅客運送の三次市への乗り入れについて(変更)	4
【報告事項1】	三次市地域公共交通会議委員の交代について	7
【報告事項2】	令和2年度三次市地域公共交通会議収支決算及び監査報告について	8
【報告事項3】	市街地循環バス「くるるん」の利用状況について	9
【報告事項4】	三次市民バス等の利用状況について	10
【報告事項5】	相乗りタクシーの利用状況について	10
【報告事項6】	高齢者運転免許自主返納支援事業の利用状況について	11
【報告事項7】	三次市民バスにおける「ミライロID」の取扱い開始について	12

【協議事項1】三次市地域公共交通会議役員について

三次市地域公共交通会議設置要綱第5条の定めにより、本会議に次の役員を置くこととする。

	令和3年度		(参考) 令和2年度	
	所属・職名	氏名	所属・職名	氏名
会長	三次市副市長	堀川 亮	三次市副市長	堀川 亮
副会長	三次市地域振興部長	中原 みどり	三次市地域振興部長	中原 みどり
監事	三次広域商工会事務局長	中宗 久之	三次広域商工会事務局長	中宗 久之

【協議事項2】令和4～6年度地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について

地域公共交通確保維持改善事業^(注1)の実施にあたり、令和4～6年度地域内フィーダー系統確保維持計画^(注2)を別紙のとおり策定し、この計画に基づき事業を実施しようとするもの。

▶ 「令和4～6年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）」は別紙のとおり

（注1）地域公共交通確保維持改善事業

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援する国の事業。地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づき「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の交付を受けるために、「地域内フィーダー系統確保維持計画」を定め、事業（バス等の運行）を行う必要がある。

（注2）地域内フィーダー系統確保維持計画

上記事業を実施するため、対象となる路線（くるるん、赤名線、下高野線、作木線、川の駅三次線、さくぎニコニコ便）について、その目的、目標、効果、利用促進の方法などを記載した計画書。（地域内フィーダー系統のイメージについては別紙資料を参照のこと）

①地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請（令和3年6月30日まで）

②事業実施（期間：令和3年10月1日～令和4年9月30日）

③事業評価（令和4年12月頃）

評価結果を踏まえ、必要に応じて今後の計画や事業に反映

※本会議承認後、国土交通大臣（広島運輸支局）に対し認定申請を行う。
承認後の軽微な修正事項については、事務局にて適宜修正することとする。

【協議事項3】三次市民バス布野町線の停留所の追加について

三次市民バス布野町線について、利便性向上のため、停留所を追加（新設）しようとするもの。
同線については、令和3年4月に再編を実施済。今回、停留所を追加することで、さらなる利便性向上を図る。

【参考】これまでの経過

- ～令和2年11月 布野町まちづくり連合会において「市民バスの路線・時刻の見直し」について協議
- 令和2年12月 布野まちづくり計画推進会議（事務局：布野まちづくり連合会）を布野町地域内生活交通検討会として位置づけることを決定
市民バスの新路線及び時刻について協議
- 令和3年2月 布野町まちづくり連合会から、市民バスの見直しについて、三次市に対し要望（提案）
令和2年度第5回三次市地域公共交通会議にて協議・承認
- 令和3年4月 市民バス布野町線の再編実施

（地域公共交通会議での協議が必要な理由）

三次市民バス布野町線の再編にあたっては、令和3年2月の三次市地域公共交通会議で協議のうえ、変更を届け出た路線であることから、その路線の運行計画を変更（停留所を追加）するにあたっては、再度同会議において、協議を調える必要がある。

1 停留所の新設に係る路線

三次市民バス布野町線（運行事業者：有限会社君田交通（三次市君田町東入君682-1））
事業種別：一般乗合旅客自動車運送事業

2 新設しようとする停留所

下布野、柳田橋、常盤橋、開明橋、下ヶ原、宗貞、吉谷口、室下（計8か所）
※位置は次ページ路線図のとおり

3 実施（停留所を設置）予定日

令和3年7月2日（金）

4 実施する理由

三次市民バス布野町線について、国道54号線上の除く全区間においてフリー乗降^{（注3）}とし、乗客の利便性向上を図っているが、国道54号線上に関しては、安全性の観点から、停留所以外での乗降不可ができないことになっている。このことを踏まえ、国道54号線沿線の住民の乗降に係る利便性向上を図るため、停留所を新設しようとするもの。

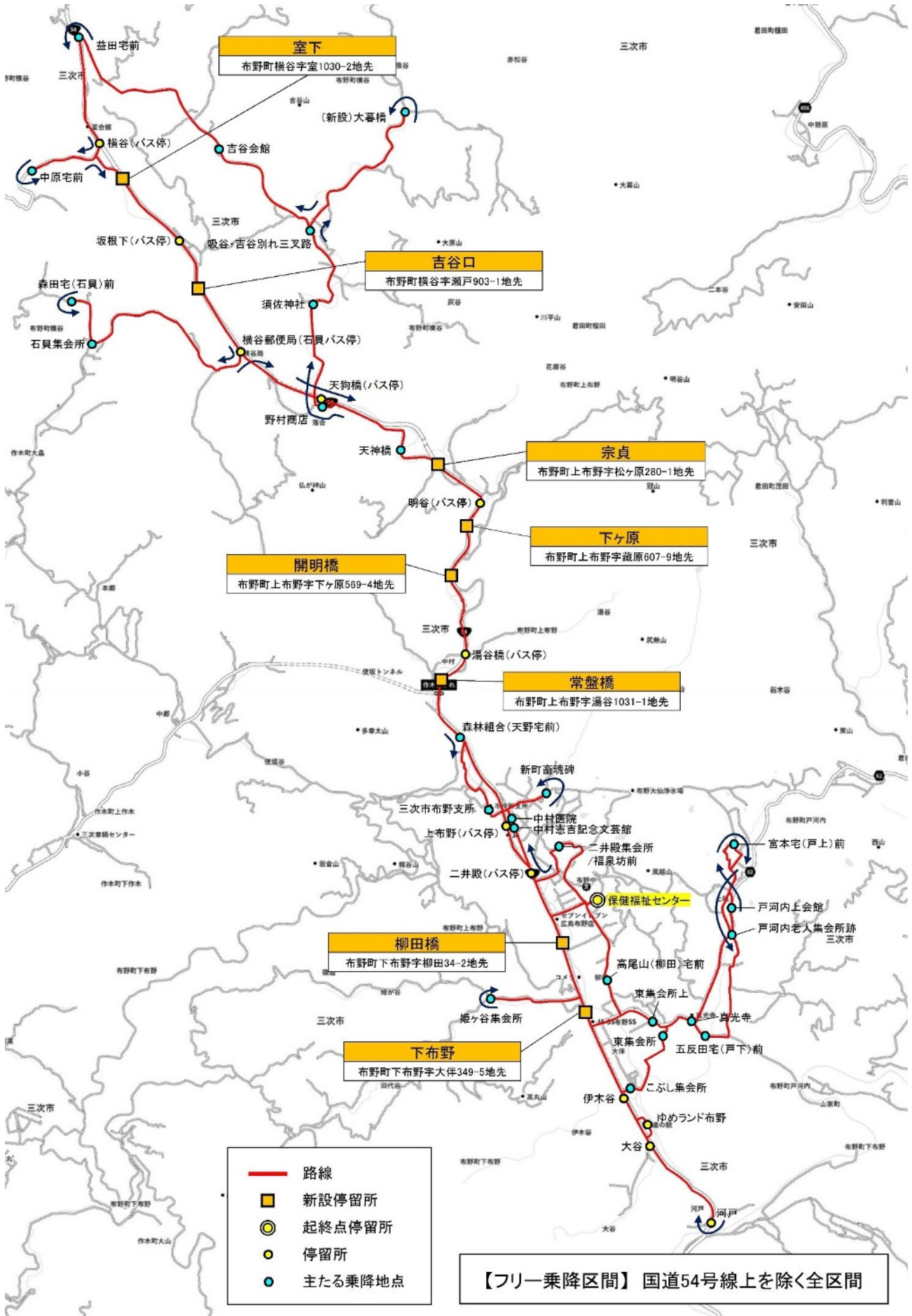
5 その他

停留所新設に伴う運賃及び所要時間（運行時刻）の変更はなし

（注3）フリー乗降

フリー乗降とは、バスの停留所以外でも、路線上の任意の場所でバスに乗降できる制度。自由乗降制とも呼ばれており、対象区間をフリー乗降区間と称する。交通量が多い区間などは、安全性の観点から、フリー乗降区間に設定することができない。

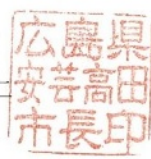
三次市民バス布野町線 路線図



【協議事項4】安芸高田市運営有償旅客運送の三次市への乗り入れについて（変更）

安芸高田市運営の自家用有償旅客運送（注4）について、三次市への乗り入れを承諾しているところですが、この度経由地の変更について、運営主体の安芸高田市から協議の申し入れがありました。

自家用有償旅客運送の乗り入れは、通院や買い物など、安芸高田市民（川根地域住民）の日常生活に必要不可欠であり、経路の変更は安全運行のために必要であると認められることから、経由地の変更について、本会議として承諾しようとするものです。

安高政第4号 令和3年6月9日	
三次市長 福岡 誠志 様	安芸高田市長 石丸 伸二
	
安芸高田市が行う自家用有償旅客運送の経由地の変更について（協議）	
<p>平素より、当市の行政推進にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。</p> <p>さて、安芸高田市が道路運送法第78条第2項の規定に基づいて運行する自家用有償旅客運送（もやい便）につきましては、地域交通として貴市区域内への乗り入れを認めていただいているところです。</p> <p>この度、一部路線につきまして、経過地の変更を検討いたしております。道路幅及び路面の状態を考慮し、より安全な運行のために、道路幅が広く、路面状態良好な道を通るルートへ変更するものでございます。</p> <p>経過地の変更につきまして、承諾していただきますよう協議申し上げます。</p>	
記	
1 路線名	自家用有償旅客運送 もやい便
2 変更内容	経過地の変更 (1) 運行1 川根地域内便 谷ロ一式敷駅 (2) 運行2 高宮便 谷ロ一高宮支所 (3) 運行3 吉田便 谷ロ一吉田 (4) 運行4 スクールバス 谷ロ一高宮中学校 いずれも経過地を「梶矢橋」から「香淀大橋」へ変更

（注4）自家用有償旅客運送とは

バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車（白ナンバーの車）を用いて提供する運送サービスのこと。

通常の自家用車と異なり、実費の範囲内において対価（運賃）を収受することができる。

三次市内でも、“NPO法人元気むらさきぎ”が運行主体となり、作木町内において自家用有償旅客運送（さくぎニコニコ便）を実施している。

（詳しくは別紙参考資料を参照のこと）

安芸高田市が行う自家用有償旅客運送（もやい便）の経過地の変更について

1. 趣旨

道路運送法第78条第2項の規定に基づく自家用有償旅客運送「もやい便」の一部路線の経過地を変更するにあたり、乗り入れ市町である三次市へ協議するもの。

2. 運送主体

実施主体 安芸高田市

運行主体 川根振興協議会

3. 登録番号

中広市交第7号

4. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送：交通空白輸送

5. 変更内容

経過地の変更

(変更1) 運行1 川根地域内便 谷口-式敷駅

(変更2) 運行2 高宮便 谷口-高宮支所

(変更3) 運行3 吉田便 谷口-吉田

(変更4) 運行4 スクールバス 谷口-高宮中学校

⇒ いずれも経過地を「梶矢橋」から「香淀大橋」へ変更

【参考】もやい便の運行概要

1. 業務委託先

川根振興協議会

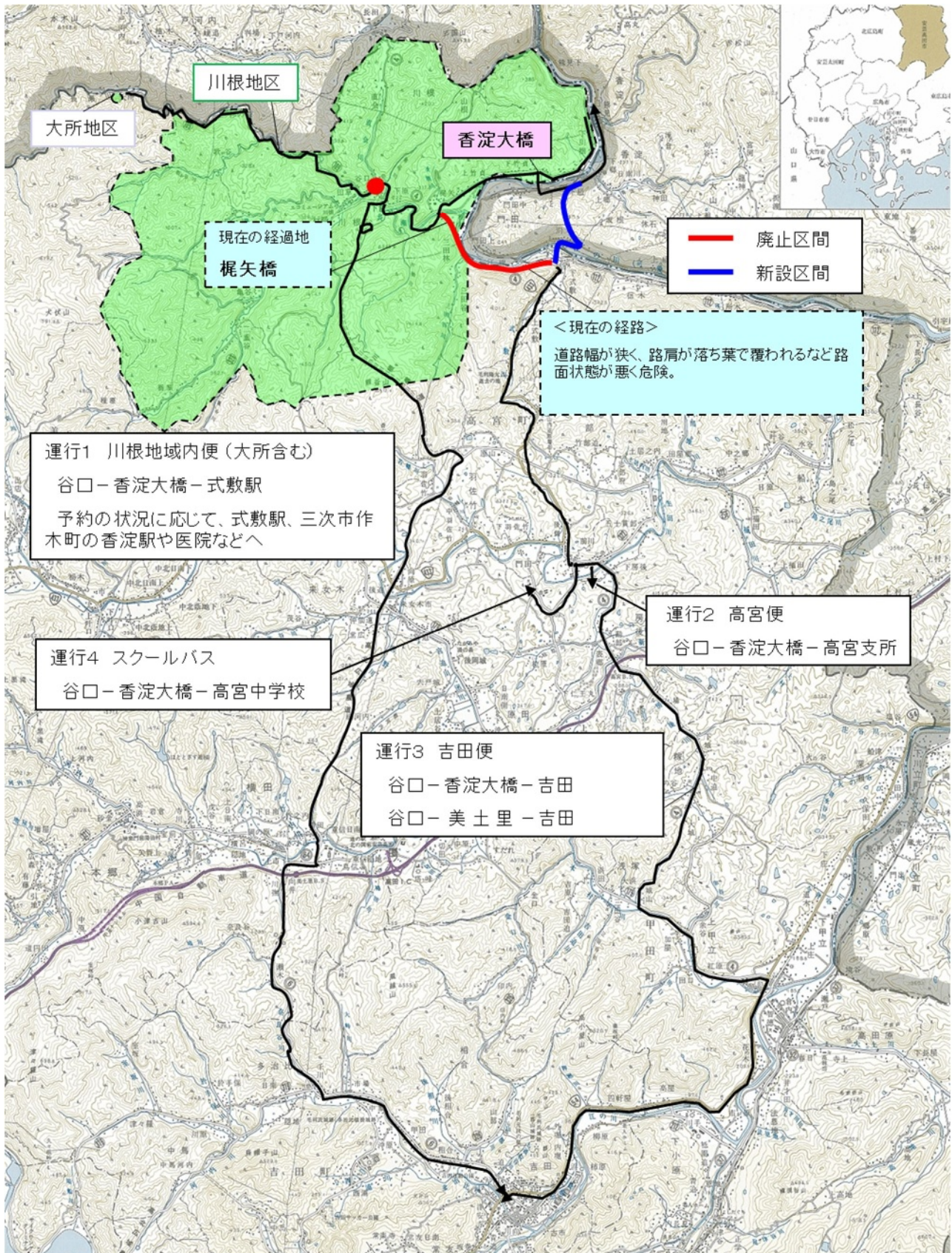
2. 事業所の位置

安芸高田市運営自家用有償旅客運送 川根事務所（安芸高田市高宮町川根 2253-4）

3. 料金（1回の乗車につき）

区分	区間	運賃
大人	川根地域内（式敷駅・大所・三次市作木町）	100円
	川根-高宮支所周辺	300円
	川根-吉田・美土里・甲田	500円
障害者, 子ども（小中学生）	川根地域内（式敷駅・大所・三次市作木町）	100円
	川根-高宮支所周辺	100円
	川根-吉田・美土里・甲田	200円

路線図（安芸高田市運営自家用有償旅客運送「もやい便」）



(1) 三次市地域公共交通会議委員の交代について

【新】

(敬称略)

構成区分	委 員	
(2)一般旅客自動車運送事業者 (4)住民又は利用者の代表	十番交通有限会社 甲奴町	代表取締役 有木 好文 島 真樹子
(5)国土交通省中国運輸局広島運輸 支局長又はその指名する者	三次市社会福祉協議会 中国運輸局広島運輸支局	地域福祉係長 下野段 利恵子 首席運輸企画専門官 石田 剛史
(6)広島県地域政策局長又はその指名 する者	広島県地域政策局交通対策担当	課長 藤井 剛
(7)道路管理者	三次市建設部	部長 秋山 和宏

【旧】

構成区分	委 員	
(2)一般旅客自動車運送事業者 (4)住民又は利用者の代表	有限会社三和タクシー 三和町	代表取締役 部谷 勝之 福場 和子
(5)国土交通省中国運輸局広島運輸 支局長又はその指名する者	三次市社会福祉協議会 中国運輸局広島運輸支局	地域支援係長 梶原 真美 首席運輸企画専門官 米田 正裕
(6)広島県地域政策局長又はその指名 する者	広島県地域政策局地域力創造課	課長 山田 和孝
(7)道路管理者	三次市建設部	部長 坂井 泰司

三次市地域公共交通会議委員名簿		(令和3年6月18日現在)	
構成区分	委 員		
(1)三次市	三次市 三次市地域振興部	副市長 部 長	堀川 亮 (会長) 中原 みどり
(2)一般旅客自動車運送事業者	備北交通株式会社 十番交通有限会社 三次みどりタクシー株式会社	営業部長 代表取締役 代表取締役	實兼 利光 有木 好文 石田 光雄
(3)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の 運転者が組織する団体	私鉄中国地方労働組合備北交通支部	書記長	長谷川 和宏
(4)住民又は利用者の代表	栗屋町 布野町 甲奴町 三次商工会議所 三次広域商工会 三次市社会福祉協議会		加井妻 敏幸 中村 義和 島 真樹子 事務局長 竹本 勇夫 事務局長 中宗 久之 地域福祉係長 下野段 利恵子
(5)国土交通省中国運輸局広島運輸局支局長又 はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官	石田 剛史
(6)広島県地域政策局長又はその指名する者	広島県地域政策局地域力創造課	課 長	藤井 剛
(7)道路管理者	三次市建設部	部 長	秋山 和宏
(8)広島県警察三次警察署長又はその指名する 者	広島県警三次警察署	交通課長	松原 弘昌
(9)学識経験者その他の交通会議が必要と認め る者	米子工業高等専門学校	教 授	加藤 博和

◎ オブザーバー：西日本旅客鉄道株式会社三次鉄道部 福永 修二 鉄道部長

(2) 令和2年度三次市地域公共交通会議収支決算及び監査報告について

【歳入】

(単位：円)

区 分	令和2年度予算額	決算額	差 引	説 明
負 担 金	6,608,000	6,608,000	0	三次市負担金
繰 越 金	0	0	0	前年度繰越金なし
預金利子	1,000	36	▲964	
雑 入	0	244,000	244,000	元気むらさくぎより、地域内フィーダー系統確保維持補助金分の返金
合 計	6,609,000	6,852,036	243,036	

【歳出】

(単位：円)

区 分	令和2年度予算額	決算額	差 引	説 明
会 議 費	476,000	253,180	▲222,820	委員報酬
事 務 費	25,000	9,680	▲15,320	振込手数料
事 業 費	5,635,000	5,128,602	▲506,398	地域公共交通網形成計画実施支援委託 (3,135,000円) 自家用有償旅客運送運行補助 (1,993,602円)
印刷製本費	473,000	374,000	▲99,000	
合 計	6,609,000	5,765,462	▲843,538	

【負担金を支出している三次市に返金】

$$\text{歳入総額 (6,852,036 円)} - \text{歳出総額 (5,765,462 円)} = \underline{\underline{1,086,574 \text{ 円}}}$$

監 査 報 告


令和2年度三次市地域公共交通会議歳入歳出の決算にあたり、関係帳簿並びに証拠書類の計数確認及びその執行内容を審査した結果、適正に経理されているものと認めます。

令和3年 6 月 18 日

三次市地域公共交通会議
会 長 様

三次市地域公共交通会議

監 事

中 景 久 之 

(3) 市街地循環バス「くるるん」の利用状況について

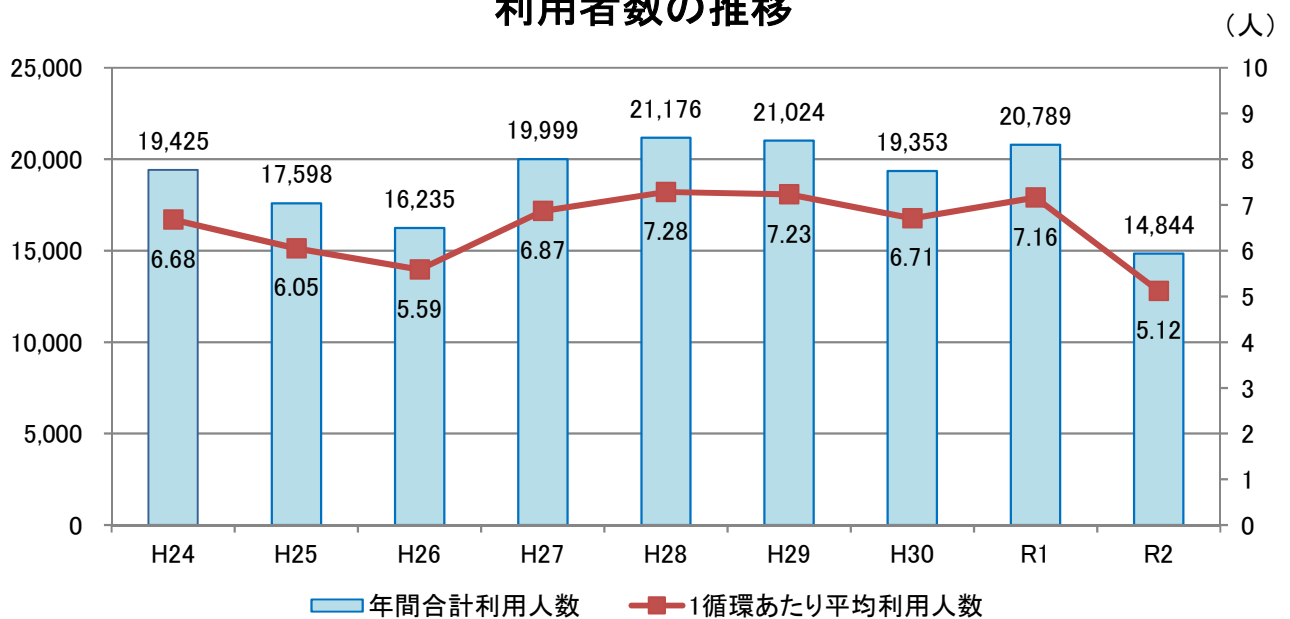
○ 利用者実績

令和2年度 1日平均 約40.9人【対前年比▲16.4人】

令和2年度 1循環当たり 平均5.1人【対前年比▲2.1人】

年月	利用人数 (人)	1循環あたり (人)	年月	利用人数 (人)	1循環あたり (人)	年月	利用人数 (人)	1循環あたり (人)
H30.4	1,723	7.18	H31.4	1,631	6.80	R2.4	808	3.37
H30.5	1,592	6.42	R1.5	1,657	6.68	R2.5	809	3.26
H30.6	1,675	6.98	R1.6	1,639	6.83	R2.6	1,146	4.78
H30.7	1,714	7.39	R1.7	1,938	7.81	R2.7	1,356	5.47
H30.8	1,723	6.95	R1.8	1,836	7.65	R2.8	1,420	5.73
H30.9	1,571	6.55	R1.9	1,856	7.73	R2.9	1,370	5.71
H30.10	1,592	6.42	R1.10	1,797	7.25	R2.10	1,364	5.5
H30.11	1,602	6.68	R1.11	2,002	8.34	R2.11	1,520	6.33
H30.12	1,524	6.15	R1.12	1,817	7.33	R2.12	1,109	4.47
H31.1	1,428	6.16	R2.1	1,528	6.59	R3.1	1,304	5.62
H31.2	1,512	6.75	R2.2	1,643	7.08	R3.2	1,232	5.5
H31.3	1,697	6.84	R2.3	1,445	5.83	R3.3	1,406	5.67
合計	19,353	平均 6.71	合計	20,789	平均 7.16	合計	14,844	平均 5.12

利用者数の推移



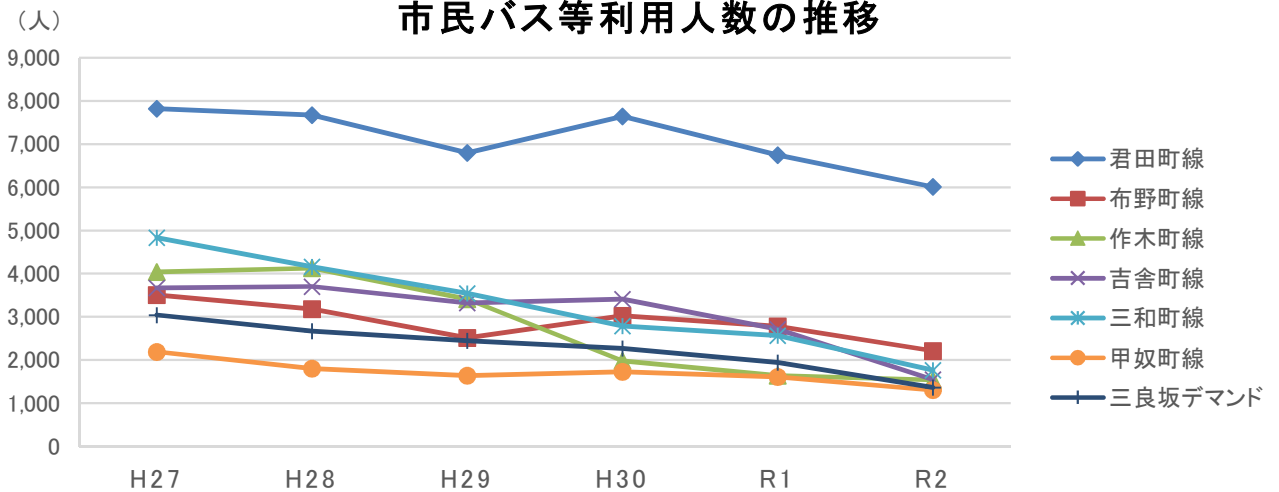
(4) 三次市民バス等の利用状況について

令和2年度利用人数

(人)

路線名	H27	H28	H29	H30	R1	R1とR2の比較	R2	
市民バス	君田町線	7,823	7,674	6,802	7,641	6,746	▲ 736	6,010
	布野町線	3,507	3,182	2,512	3,023	2,780	▲ 569	2,211
	作木町線	4,041	4,127	3,413	1,983	1,637	▲ 100	1,537
	吉舎町線	3,671	3,703	3,322	3,414	2,712	▲ 1,165	1,547
	三和町線	4,833	4,161	3,545	2,791	2,563	▲ 799	1,764
	甲奴町線	2,190	1,800	1,642	1,730	1,609	▲ 307	1,302
三良坂デマンド	3,043	2,666	2,444	2,270	1,946	▲ 582	1,364	
合計	29,108	27,313	23,680	22,852	19,993	▲ 4,258	15,735	

市民バス等利用人数の推移



(5) 相乗りタクシーの利用状況について

○これまでの経過

平成29年8月～	栗屋，河内の計5地区で試験運用開始
平成29年11月	利用者からヒアリング
平成29年12月8日	相乗りタクシー事業の実施について，平成29年度第3回三次市地域公共交通会議にて，協議の後，承認
平成30年3月2日	住民自治組織向け説明会（旧市内対象）実施
平成30年4月～	本格運用開始・順次申請受付

○申請状況

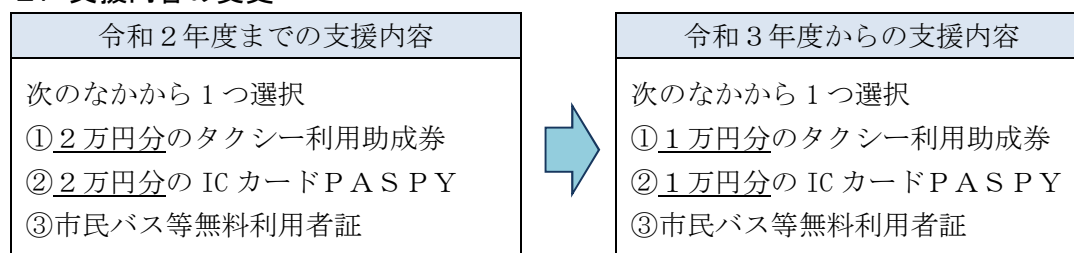
年度	利用者数（申請者数）	運用地区
平成29年度	26人	栗屋4地区，河内1地区の計5地区（試験運用）
平成30年度	58人	栗屋10地区，神杉4地区ほか 計17地区
令和元年度	58人	栗屋12地区，神杉4地区ほか 計19地区
令和2年度	58人	栗屋12地区，神杉4地区ほか 計18地区

(6) 高齢者運転免許自主返納支援事業利用状況について

1. 申請状況の推移

年 度	申請総数	男女別	支援内容別
平成25年度 ※6/3受付開始	84人	男：50人 女：34人	タクシー券：70人 パスピー：14人
平成26年度	123人	男：76人 女：47人	タクシー券：96人 パスピー：25人 市民バス：2人
平成27年度	149人	男：90人 女：59人	タクシー券：113人 パスピー：35人 市民バス：1人
平成28年度	167人	男：95人 女：72人	タクシー券：119人 パスピー：48人
平成29年度	235人	男：146人 女：89人	タクシー券：185人 パスピー：48人 市民バス等：2人
平成30年度	244人	男：140人 女：104人	タクシー券：202人 パスピー：37人 市民バス等：5人
令和元年度	294人	男：149人 女：145人	タクシー券：235人 パスピー：57人 市民バス等：2人
令和2年度	295人	男：126人 女：169人	タクシー券：235人 パスピー：56人 市民バス等：4人

2. 支援内容の変更



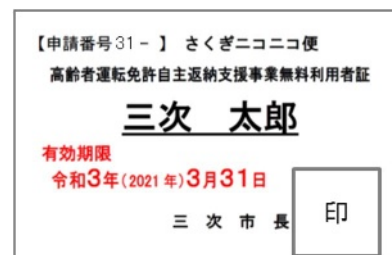
【参考】支援内容(令和3年度から)



タクシー利用助成券(10,000円相当)
有効期間:3年度間



ICカードPASPY(10,000円相当)
有効期限:なし



市民バス等無料利用者証
有効期限:2年度間

(7) 三次市民バスにおける「ミライロID」の取扱い開始について

1. 経緯と目的

三次市民バスについては、三次市民バス運行条例第4条及び三次市民バス運行条例施行規則第9条により、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の所持者及びその介護人または付添人」の運賃を免除することが定められているが、免除を受ける際には、乗車の都度、手帳を提示する必要があります。

昨今、障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認について、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うことが推奨されており、公的認証された障害者情報を活用した民間事業者によるスマートフォンのアプリケーションで提供されているサービスについて、公証性や不正防止の観点からも身体障害者手帳等に代わるものとして運用することに差し支えないことが確認されました。令和3年4月からは、本市内でも、備北交通(株)や(株)中国バスの路線バス及び高速バスにおいて、ミライロIDの取扱いが開始されています。

については、三次市民バスにおいても、運賃免除対象者の本人等確認手段として、障害者手帳アプリ「ミライロID」による確認を可とすることで、障害者の負担軽減とサービス向上を図ろうとするものです。

2 取扱いを開始するサービス名

障害者手帳アプリ「ミライロID」

3 供用開始予定日

令和3年7月1日（木）

4 サービス適用の対象者

三次市民バス運行条例施行規則第9条第1号及び第2号に定める者

(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその介護人または付添人)

※同規則第3号に定める者（療育手帳所持者及びその介護人は対象外）は対象外とする。

5 取扱い対象路線

三次市民バス全線

6 確認の方法

運賃支払時に「ミライロIDアプリ」を起動し、ホーム画面を運転士に提示する。

※マイナポータル連携済であることを確認する必要がある。

※携帯電話及びスマートフォンの電池切れや故障等により画面を表示することができない場合は、障害者手帳を提示する必要がある。

7 その他

- ・公証性の担保及び不正防止のため、マイナポータルと連携されたミライロIDに限り、本人確認書類として取り扱うこととする。(→療育手帳所持者及びその介護人は対象外)

※療育手帳については、マイナポータルと連携され次第、取扱いの対象とする予定。

- ・三次市民バス運行業務受託事業者においては、「ミライロID」の周知に係るPOPスタンド及びステッカーを可能な範囲で掲示する。

障害者手帳アプリ MIRAIRO ID



ミライロIDで、障害者手帳の確認をスムーズに！
外出する障害者、向き合う企業、全ての方の便利をミライロIDが実現します。

ミライロIDで確認できる項目

- ① 手帳の種類
- ② 旅客運賃減額
- ③ マイナポータル連携の有無

身体障害者手帳の画面



精神障害者保健福祉手帳の画面



療育手帳の画面



POINT 1
手帳画像をパッと拡大！

POINT 2
手帳の切り替えも簡単！

手帳の詳細情報の確認方法



手帳の詳細は
ここで確認！

画面確認の際の注意項目

手帳の種類によって、表示される項目が異なります。画面を確認する際は、ご注意ください。

	身体	精神	療育
旅客運賃減額	第1種 / 第2種	なし	第1種 / 第2種
マイナポータル連携	 連携済 未連携 申請中	 連携済 未連携 申請中	なし (令和4年6月から表示予定)

※手帳画面が光る仕様になっています。 ※連携済みのキャラクター(マイナちゃん)はアニメーションになっています。

ミライロID利用～確認の流れ

ユーザーは、以下の手順でミライロIDを利用しています。
事業者の皆さまは、ユーザーが提示する手帳画面をご確認ください。



事前に...

1 アプリをインストール

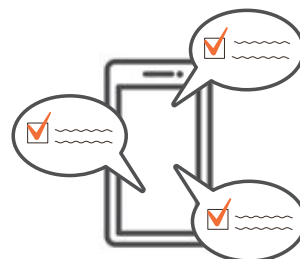
ミライロID



2 アプリの指示に従って 障害者手帳を撮影



3 ヘルプセンターで必要事項 を登録



窓口にて

※事業者の皆さまは下記をご確認ください

4 アプリを起動



5 窓口でホーム画面を提示



6 画面内容を確認



- ミライロIDの登録には、障害者手帳が必要となっています。
- ミライロIDでの確認が難しい場合は、障害者手帳の提示を依頼してください。
- アプリが最新でない場合、正しく表示されない場合があります。
- 本マニュアルは、2021年3月18日時点の内容です。内容は予告なく変更になる場合があります。

Q&A

よくある質問を掲載しています。
こちらからご確認ください。

ミライロID ヘルプセンター



お問い合わせ

ご質問やご相談は、こちらから
ご連絡ください。

✉ support@mirairo-id.jp



株式会社ミライロでは「障害者」と表記しています。「障がい者」と表記すると、視覚障害のある方が利用するスクリーン・リーダー（コンピュータの画面読み上げソフトウェア）では「さわりがいしや」と読み上げられてしまう場合があるためです。「障害は人ではなく環境にある」という考えのもと、漢字の表記のみにとらわれず、社会における「障害」と向き合っていくことを目指します。